

## ○日進市少年防犯活動推進委員会設置要綱

平成24年4月1日

要綱第39号

### (設置)

第1条 日進市における少年非行及び街頭犯罪を防止し、安全で安心な地域づくりのため、日進市少年防犯活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 少年非行及び街頭犯罪の防止のための情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 防犯意識の高揚を図るための啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 防犯活動の推進を目的とした定例会及び研修会等に関すること。
- (4) その他少年非行及び街頭犯罪の防止に関して、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員80名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童・生徒の保護者
- (2) その他市長が認めた者

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼は、年額5,000円とする。

2 前項に規定する謝礼は、国及び地方公共団体の常勤の職員が委員であるときは、支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月13日要綱第4号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。